

相続関係の問い合わせ先

相続等に関する相談業務については、以下のものがございます。
(★)の付いている相談は予約が必要です。

市役所の相談窓口

- 生活相談（相続）
- 法律相談（★）
《問い合わせ先》
船橋市 市民の声を聞く課 ☎ 047-436-2787
- 女性のための法律相談（★） 相談場所 男女共同参画センター
《問い合わせ先》
船橋市 市民協働課 ☎ 047-436-2107

市役所以外の相談窓口

- 60歳以上のための法律相談（月1回・要予約）
《問い合わせ先》
ふなばし高齢者等権利擁護センター ☎ 047-431-7560
- 行政書士への相談に関する事（戸籍等の収集、遺産分割協議書などの相続手続に関する書類作成についての相談）
《問い合わせ先》
千葉県行政書士会葛南支部 ☎ 047-401-5703
- 司法書士への相談に関する事（不動産の名義変更に関する事）（★）
《問い合わせ先》
ちば司法書士総合相談センター ☎ 043-204-8333

※こちらの相談は相談業務のみで、以降の手続きまで請け負うものではありません。詳細は各窓口にお問い合わせください。

ひとり親家庭の手続き（新たに申請する場合）

児童の両親または父母のどちらかが亡くなられた場合以下のような制度を申請できる場合があります。状況によりご案内が異なりますので、事前に児童家庭課へお問い合わせ下さい。

手続き・内容

□児童扶養手当の申請

○内容・対象者

両親または父母のどちらかが亡くなられた場合、児童（18歳の年度末まで。一定の障害がある場合は20歳未満）を養育していく父又は母、もしくは祖父母等が申請できる場合があります。

※所得制限あり

□遺児手当の申請

○内容・対象者

両親または父母のどちらかが亡くなられた場合、児童（義務教育終了前まで）を養育していく父又は母、もしくは祖父母等の養育者が申請できる場合があります。

※所得制限あり

□母子家庭、父子家庭等高等学校等修学援助金の申請

○内容・対象者

高等学校等に在学している児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母、もしくは祖父母等の養育者が申請できる場合があります。

※所得制限あり

※通信制（サポート校含む）の学校を除く

※生活保護受給世帯を除く

※令和4年3月をもって廃止

□ひとり親家庭等医療費の助成の申請

○内容・対象者

両親または父母のどちらかが亡くなられた場合、児童（18歳の年度末まで。一定の障害がある場合は20歳未満）を養育していく父又は母、もしくは祖父母等の養育者及び当該児童が申請できる場合があります。

※所得制限あり

※生活保護受給世帯を除く

持ち物

※その方の生活状況により異なりますので、窓口にてお話をお伺いしたうえで、個別に書面にてご案内しています。

手続き窓口

・児童家庭課 ひとり親家庭支援係 ☎ 047-436-3316

・船橋駅前総合窓口センター（平日9時～17時）

期限

・なし（認定となった場合は、申請日の翌月分から対象となります。）

就学援助制度について

就学援助制度は経済的理由で、学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に対して、その一部を援助する制度です。また、就学援助認定者については給食費及び日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金が免除となります。希望する方は学校に申請してください。

(※受給するためには要件がありますので、詳細については、以下の問い合わせ先までご確認ください。)

《問い合わせ先》

- 就学援助制度 学務課 ☎ 047-436-2852
- 学校給食費 保健体育課 ☎ 047-436-2418
- 日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担金
保健体育課 児童・生徒防犯安全対策室 ☎ 047-436-2876

交通遺児援護基金について

陸上交通事故などでお父さんやお母さんを失った18歳未満(ただし満18歳に到達した日以降の最初の3月31日までの間に高校に在学している者を含む)の交通遺児(または世帯)に激励のための見舞金などを支給しています。

詳細については、以下の問い合わせ先までご確認ください(※申請手続は、担当区域の民生委員・児童委員を通じて行います。)

《問い合わせ先》

(交通遺児援護基金に関する事)

- 船橋市社会福祉協議会 ☎ 047-431-2653
- (担当区域の民生委員・児童委員に関する事)
地域福祉課 ☎ 047-436-2313

「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる

「さーくる」は対象を限らないワンストップの相談窓口として、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を行う保健と福祉の総合的な相談窓口です。

生活困窮者自立支援制度による生活に困窮されている相談にも応じます。

市内にお住まいの、子ども、障害者、高齢者等、対象を限定することなく、どなたでもご相談いただけます。

《問い合わせ先》

- 「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる ☎ 047-495-7111